

第2回児童館ガイドライン検討委員会

平成23年2月28日 資料4

児童館ガイドライン・前文

児童館は、すべての国民が「子どもが心身ともに健やかに生まれ且つ育成されるよう努める」ことを地域社会の中で具現化する使命を担って定められた。

この理念は、その後の「児童憲章」（昭和26年5月5日）「児童の権利に関する条約」（平成6年5月16日条約第2号）によって豊かにされてきている。

今日の児童館は、その理念を踏まえて、遊びを通して地域で子どもたちの生活と子育てを支援し、保護者と共に子どもを心身ともに健やかに育成する責任を負わなければならない。

子どもにとって遊びは生活そのものであり、遊び自体や遊びの世代間伝承のなかに、子どもを成長・発達させる重要な要素が含まれていることは古来から実感されていた。また、子どもは遊びを通して自らの限界に挑戦したり、集団の遊びの中で自分の役割を確かめるなど、その創造性や主体性を向上させていくことも確かめられている。その実感は、発達心理学などの研究によって裏付けられ、身体的、治療的、教育的、社会的、道徳的などの諸価値が存在することが明らかにされてきている。児童館は、地域社会に向かってすべての子どもを幸せにするための遊びの重要性を、發信し続けることを期待されている児童福祉施設である。